

利用上の注意

1 平成 16 年商業統計調査について

(1) 調査の目的

この調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

(2) 根拠法規

この調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施した。

(3) 調査期日

調査期日は、平成 16 年 6 月 1 日現在で実施した。

なお、この調査は昭和 27 年以来 2 年ごとに実施してきたが、昭和 51 年調査後は 3 年ごと、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。

今回の調査は簡易調査に当たる。年次別の調査期日は次のとおりである。

調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別
昭和 27 年	9 月 1 日		昭和 45 年	6 月 1 日		平成元年	10 月 1 日	
" 29 年	9 月 1 日		" 47 年	5 月 1 日		" 3 年	7 月 1 日	
" 31 年	7 月 1 日		" 49 年	5 月 1 日		" 4 年	10 月 1 日	
" 33 年	7 月 1 日		" 51 年	5 月 1 日		" 6 年	7 月 1 日	
" 35 年	6 月 1 日		" 54 年	6 月 1 日		" 9 年	6 月 1 日	
" 37 年	7 月 1 日		" 57 年	6 月 1 日		* " 11 年	7 月 1 日	
" 39 年	7 月 1 日		" 60 年	5 月 1 日		" 14 年	6 月 1 日	
" 41 年	7 月 1 日		" 61 年	10 月 1 日		* " 16 年	6 月 1 日	
" 43 年	7 月 1 日		" 63 年	6 月 1 日				

注：表中の は、次の調査種別を表す。

卸売・小売業、飲食店 卸売・小売業 一般飲食店

表中の * は簡易調査を表す。

(4) 調査の方法

調査方法は以下の、による。

申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式

商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

(5) 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類 J - 卸売・小売業」に属する事業所である。

簡易調査は、民営の事業所（国・地方公共団体以外）を対象としている。例えば、会社・官公庁・学校・工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。

しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内・劇場内・運動競技場内・有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としない。ただし、有料の公園・遊園地・テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。

2 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として商品を購入して販売する事業所（同一企業内の本支店間又は支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合も含む。）であって、一般に卸売業・小売業といわれるものをいう。なお、販売業務に付随して行う軽度の加工、取付及び修理も含む。

(2) 卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。

建設業・製造業・運輸業・飲食店・宿泊業・病院・学校・官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売する事業所。

主として業務用に使用される商品（事務用機械および家具・病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建築材料（木材・セメント・板ガラス・かわらなど））を販売する事業所。

製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売業となる。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理行為又は仲介人として商品の売買のあっせんを行う事業所。（代理商・仲立業）

(3) 小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費のために商品を販売する事業所。

商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。修理料収入の方が多くても、同種製品を販売している場合は修理業とせず、小売業とする。ただし、修理を専業としている事業所は修理業（サービス業）となる。

産業用使用者に少量又は少額の商品を販売する事業所。

製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）（例：菓子屋・パン屋・弁当屋・豆腐屋・調剤薬局等）

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。

別経営の事業所（官公庁・会社・工場・団体・遊園地などの中にある売店で当該事業所以外のものによって経営される事業所）

(4) 従業者及び就業者

平成 16 年 6 月 1 日現在で、主としてその事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を合わせたものをいう。

「個人事業主及び無給家族従業者」とは、「個人事業主」は個人の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者、「無給家族従業者」は個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、普段事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人・団体の役員（常勤，非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれているもので次のいずれかに該当するものをいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者。

イ 1 ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

ウ 上記以外の雇用者のうち、平成 16 年の 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用されていた者。

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「出向・派遣受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

(5) 年間商品販売額等

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売額（消費税を含む）をいう。

(6) その他の収入額

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの事業所における商品販売額以外の事業による収入額（消費税を含む）及び販売商品に関連した修理料、仲介手数料の合計をいう。

(7) 売場面積（小売業のみ）

平成 16 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいう。ただし、牛乳小売業・自動車小売業・畳小売業・建具小売業・ガソリンスタンド・新聞小売業・店頭販売を行っていない訪問販売、通信・カタログ販売の事業所は除く。

3 その他

(1) この結果表は、北九州市独自で集計したもので、福岡県及び経済産業省が公表する数値と相違することがある。

(2) 「1 事業所当たりの売場面積」および「売場面積 1 m²当たり年間商品販売額」は売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。

(3) 統計表中の記号は次のとおりである。

「 - 」 該当数値がないもの又は、調査していないもの。

「 X 」 その数字に該当する商店数が 1 又は 2 であるため、個々の申告者の秘密保護の観点から数字を秘匿したことを示したもの。なお、この秘匿によっても数値 X が算出される恐れがあるものについては、事業所数が 3 以上でも「 X 」で秘匿した箇所がある。

「 」 減少したもの。

「 0 」及び「 0.0 」 単位未満のもの。

(4) 解説の統計表のなかには、四捨五入のため合計と内訳が一致しないものがある。

(5) 町丁字別集計に用いた町丁字名は、平成 16 年 6 月 1 日現在の公称町名を使用している。